

日バス協技第160号
平成30年6月19日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 三澤憲一

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

平素より、当協会の活動に格別なご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から別紙「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について」のとおり通知がありましたので、貴協会傘下会員事業者に周知のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

担当：技術安全部（山川・村山）
電話：03-3216-4015





国自安第33号
平成30年6月18日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれるよう貴会傘下会員に対し周知方お願いいたします。

記

・別添1 [重要調査対象事故]

トラクタ・バンセミトレーラの追突事故（香川県観音寺市）

・別添2 [重要調査対象事故]

中型トラックの追突事故（山口県下松市）

・別添3 [重要調査対象事故]

トラクタ・車両運搬セミトレーラの対歩行者事故（大阪市住之江区）

・別添4 [重要調査対象事故]

大型トラックの追突事故（静岡県焼津市）

※ 事業用自動車事故調査報告書については、下記URLより確認いただけます。
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>



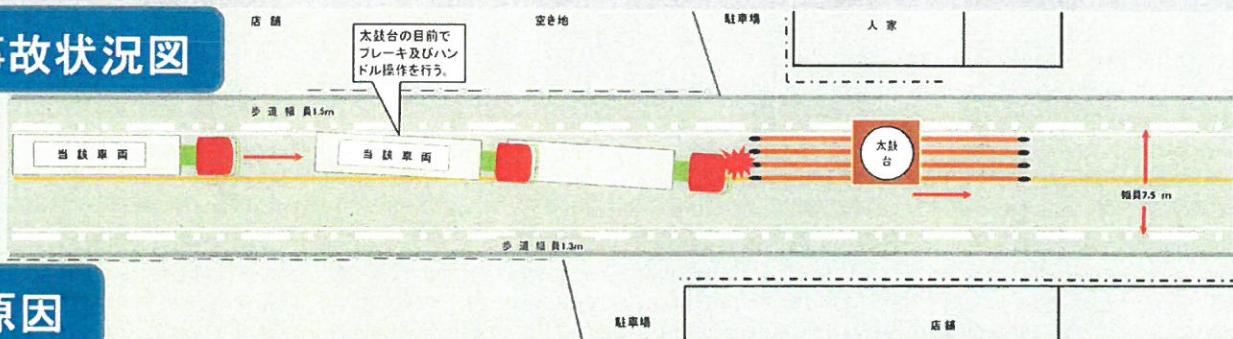
事業用自動車事故調査報告書 概要 ～トラクタ・バンセミトレーラの追突事故～ (香川県観音寺市)

事故概要

平成28年10月8日21時56分頃、香川県観音寺市の国道11号上り線において、トラクタ・バンセミトレーラが製品19,000kgを積載して走行中、進路前方の車道を同一方向に太鼓台を引いて進行していた秋祭りの参加者（約60名）の行列に突っ込み、同太鼓台に衝突した。この事故により、同太鼓台を引いていた参加者のうち、1名が死亡し、5名が重傷、34名が軽傷を負った。



事故状況図



原因

- 運転者が、運転中に居眠りしたことから、太鼓台を引いて車道を行っていた秋祭りの参加者の行列に気付くのが遅れ、ブレーキ及びハンドルを操作したものの間に合わず、同行列に突っ込み、太鼓台に衝突したことで起きたものと考えられる。
- 運転者は、厚生労働省が定めた基準を超える長時間労働を行っており、このため疲労が蓄積し、集中力が低下するなどし、居眠りをした可能性が考えられる。
- 事業者においては、運転者の運行時間の把握や過労運転防止に配慮した運行指示を運行管理者が行っていないほか、夜間・早朝における点呼の未実施、車両の自宅への持ち帰りの黙認、点呼記録等の記載不備等が認められ、過去に受けた行政処分後の改善も適切になされていないなど、このような運行管理の重要性を軽視した事業者の体質が事故の背景にあると考えられる。

再発防止策

- 事業者は、運行管理者において次の事項が確実に実施されるよう徹底する必要がある。
 - 運転者の勤務状況を把握し、改善基準告示に定める1日の拘束時間等の限度を超過しないよう運転者の乗務管理を行うこと。
 - 始業点呼及び終業点呼のいずれも対面で行うことができない運行を運転者に行わせる場合、運行ごとに運行指示書を作成し、適切な指示を行うこと。
 - 点呼において、睡眠不足や疲労について確実に報告させるとともに、運行管理者自ら運転者の健康状態等を確認し、安全な運転が可能か否かを判断すること。
- 国土交通省は、運行管理の重要性を軽視していると見られる事業者が現に存在することを直視した上で今後の安全運行確保施策を検討すべきである。

事業用自動車事故調査報告書 概要

～中型トラックの追突事故～

(山口県下松市)

別添2

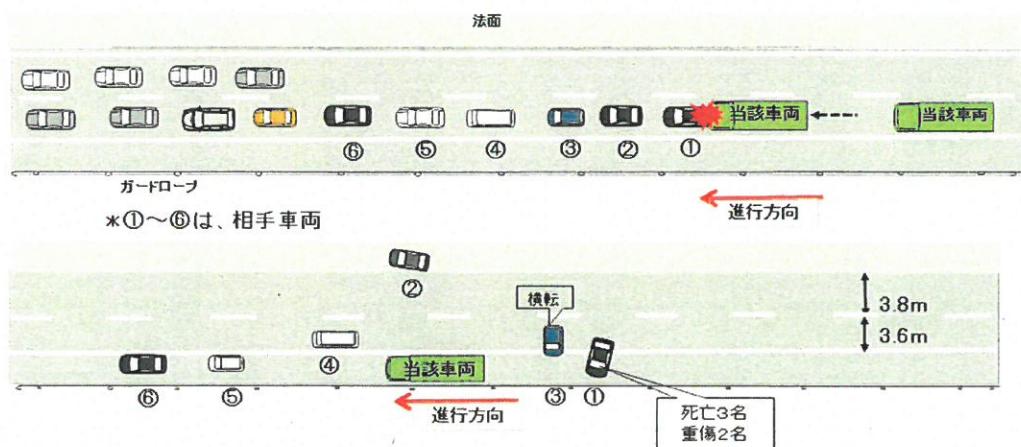
事故概要

平成28年5月3日21時39分頃、山口県下松市の山陽自動車道下り線において、食品約2,000kgを積載した中型トラックが片側2車線の第1通行帯を走行中、渋滞で停止中の車列に追突し、合計7台の車両が関係する追突事故が発生した。

この事故により、中型トラックに追突された乗用車の乗員3名が死亡し、2名が重傷を負うとともに、関係車両の乗員1名が重傷を、4名が軽傷を負った。



事故状況図



原因

- ・ 当時、事故等により最高速度が50km/hに規制されていたにもかかわらず、運転者が、約90km/hの高速度で漫然と進行し、かつ、何らかの要因で一定時間前方不注視の状態に陥ったため、渋滞により停止中の車列が目前に迫っていることに気付かなかつたことで起きたものと考えられる。
- ・ 当該事業者においては、運転者の労働時間を全く把握しておらず過労運転防止の措置を講じていないこと、グループ企業の社員である運行管理者も果たすべき業務をほとんど行っていないことなど運行管理体制が全く機能していなかったと推定されるほか、安全運転に関する指導教育を行っていないなど、事業者としての義務を果たしていなかったものと推定され、このように事業者において同運転者の安全運転に関する意識の徹底が図られていなかつたことが、結果として事故につながつたと考えられる。

再発防止策

- ★ 事業者は、輸送の安全を確保する上で、次に掲げた取組を徹底する必要がある。
 - ・ 運転者に対し、指導監督告示に基づいた適切な指導及び監督を行うこと。
 - ・ 適切な運行管理体制を構築した上で、運行管理者に対し、業務の的確な処理及び運行管理規程の遵守について、適切な指導及び監督を行うこと。
- ★ 國土交通省は、運行管理体制が形骸化し機能していない事業者が見過ごされることのないよう、グループ点呼を実施する旨の報告のあった事業者については、その実態を把握し、必要に応じ、適正な運用がなされるよう是正させるなど、適切な措置を講じる必要がある。

事業用自動車事故調査報告書 概要

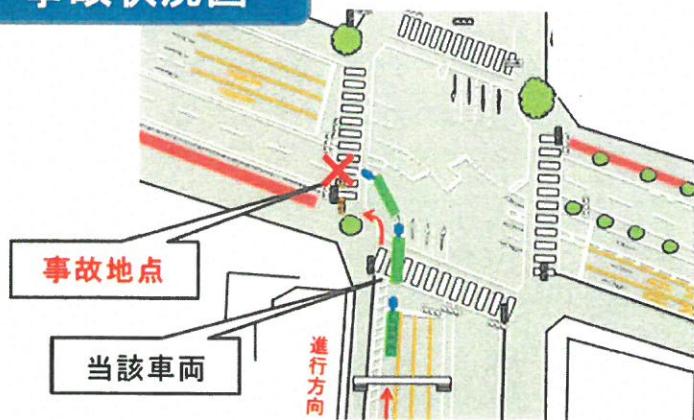
～トラクタ・車両運搬セミトレーラの対歩行者事故～ (大阪市住之江区)

事故概要

平成28年6月4日9時53分頃、大阪市住之江区の府道29号線の信号交差点において、トラクタ・車両運搬セミトレーラが交差点を左折した際、横断歩道を左側から横断していた車いす利用者等を躊躇した。

この事故により、車いす利用者が死亡し、車いすを押していた歩行者が重傷を負った。

事故状況図



原因

- 運転者が、横断歩道を左側から横断していた車いす利用者等に全く気付かず、車両の前部中央付近で躊躇したことで起きたものと考えられる。
- 運転者は、右方向から来る自転車のみに気を取られ、左方の安全確認を十分に行わなかったものであり、同運転者の適性診断結果では、「信号の変化や他の交通の動きを予測した運転を行うことや歩行者や自転車のそばを通過する際は思いやりのある運転を心がける」こと等について指摘されていたところ、事業者がこれらを踏まえるなどした指導・教育を行っていなかったことも事故につながった要因である可能性が考えられる。
- 事業者においては、多くの改善基準告示違反が認められるほか、運行管理上の不備も多く、同運転者については、事故前日からの長時間に及ぶ業務から注意力が低下していた可能性があり、適切な労務管理・運行管理が行われていなかったことも事故の背景にある可能性が考えられる。

再発防止策

★事業者は、平素から次に掲げた取組を徹底することが重要である。

- 運転者に対し、「横断歩道等における歩行者等の優先」を徹底し、歩行者等が安全に道路を通行できるよう、思いやり運転を身につけるよう教育すること。
- 運転者に対し、交差点で左折又は右折する場合は、直接視界及び間接視界により、車両の左右及び前方下方に歩行者等がいないか十分確認するよう指導教育すること。
- 運行管理者に、適性診断の結果を運転者に伝達させ、指摘事項を十分に自覚させるよう継続的に指導を行わせること。
- 運行管理者に、対面での点呼と運転者の体調確認等を確実に実施させ、適切な運行指示を行わせること。
- 運行管理者に、拘束時間、休息期間、連続運転時間等に関する基準を遵守した乗務割を作成させること。

事業用自動車事故調査報告書 概要 ～大型トラックの追突事故～ (静岡県焼津市)

別添4

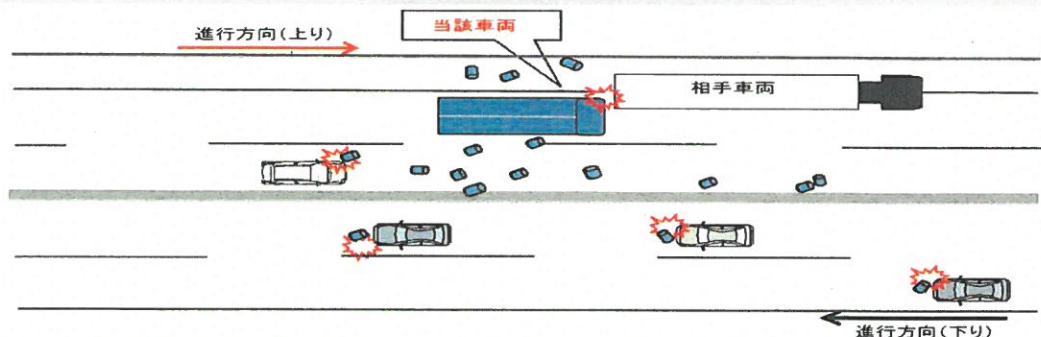
事故概要

平成28年8月28日22時13分頃、静岡県焼津市の東名高速道路（上り）の大井川橋において、大型トラックが片側2車線の第1通行帯を走行中、前方の路側帯に停車していたトラクタ・セミトレーラに追突した。追突の衝撃で大型トラックに積まれていたドラム缶のうち40本が落下し、散乱したドラム缶が上り車線1台及び下り車線3台の乗用車に接触した。

この事故により、大型トラックの運転者が軽傷を負ったほか、上り車線走行中の車両1台及び下り車線走行中の車両1台の運転者がそれぞれ軽傷を負い、ドラム缶に入っていた潤滑油約1,000リットルが路上に流出した。



事故状況図



原因

- 運転者が、約90km/hの速度で視線を遠くにして漫然と運転していたため、相手車両が走行車線に約0.8mはみ出して停止していたことに気付かず追突したものと考えられる。
- 運転者は、改善基準告示に定める拘束時間や連続運転時間の制限を超える勤務が多数認められ、事故当日も、5時間を超える連続運転を行っていたものであり、同運転者の疲労が蓄積し、注意力が低下していた可能性が考えられる。
- 事業者においては、運行管理者が運転者の拘束時間や連続運転時間の確認を十分に行うことなく、依頼に応じて出庫時に予定されていない運送も下請運送として引き受けている状況にあり、点呼や運行指示も適切に実施されていないなど、労務管理・運行管理が不適切であったことが、改善基準告示違反の状態を生じさせ、事故の背景にもなった可能性が考えられる。

再発防止策

- ★事業者は、運転者の疲労が蓄積した状態での運転等による事故を防止するため、次に掲げる取組を徹底する必要がある。
- 運転者の勤務状況を把握し、疲労が蓄積しないように適切な乗務管理を行うこと。
 - 運行管理者に対し、点呼を確實に実施し、安全運行のための必要な指示を行うよう指導すること。
 - 運行中に当初の運行計画を変更する場合は、運行管理者において、点呼簿に正確に記録を残すとともに、必要により中間点呼を行う時間や場所を伝達し、休憩期間や休憩場所について指示するなど、運転者が過労運転とならないよう十分考慮した適切な運行指示を行うこと。